

公益財団法人日本パラスポーツ協会 表彰細則

協会による表彰は、表彰規程によるもののほか、この細則によるものとする。

1. 表彰対象者

- (1) 者とは、個人及び団体をいう。
- (2) 個人表彰の対象は生存者とする。ただし、表彰状を受ける者が受表彰前に死亡したときは、故人の名をもってその遺族に行うことができる。
- (3) 特別功労章及び功労章については、叙勲及び大臣表彰を受けた者は対象としない。
- (4) 特別功労章及び功労章を受けた者は、同種の表彰の対象としない。
- (5) 特別功労章を受けた者は功労章の対象としない。
- (6) 下記の3の(2)に該当する推薦団体は表彰の対象としない。

2. 表彰者数

同一年度内における表彰者の数は、概ね特別功労章5名以内、功労章30名以内とし、推薦者が多数の場合は、同一推薦団体内における人数を制限することもある。

3. 推薦

- (1) 推薦の対象となる功労や功績は、概ね前年度以後におけるものとする。ただし、特別の事情がある場合には、本協会と協議するものとする。(特別の場合を除いてさかのぼらない。)
- (2) 推薦は、原則として次の者が行う。

ア. 特別功労章及び功労章

都道府県・指定都市障がい者スポーツ主管部(局)、
都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会協議会登録協会、
障がい者スポーツ競技団体協議会登録団体、
障がい者スポーツ指導者協議会登録協議会、
障がい者スポーツセンター協議会登録センター、
本協会

イ. 特別賞

障がい者スポーツ競技団体協議会登録団体

4. 推薦基準

(1) 特別功労章

- ① 全国的又は、国際的規模で概ね15年以上にわたって功績のあった者
- ② 広域的(複数の都道府県)な活動で概ね20年以上にわたって功績のあった者
- ③ 本協会に対し、1,000万円以上の金品の寄贈をされた者

(2) 功労章

都道府県及び指定都市の範囲以上で概ね15年以上にわたって功績のあった者

(3) 特別賞(対象期間:1月1日~12月31日の1年間)

- ① デフリンピック競技大会の1位、2位、3位の者

- ②個人競技において、対象期間内に開催された IPC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が主催する世界選手権大会で 1 位になった者
- ③団体競技において、対象期間内に開催された IPC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が主催する世界選手権大会で 1 位、2 位、3 位のいずれかに入賞した者
- ④対象期間内に開催された IPC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が公認する競技会において、世界記録を上回る公認記録を樹立した者
- ⑤記録による競争でない競技については、対象期間内に IPC、CP-ISRA、IWAS、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が公表する世界ランキングで 1 位になった者

5. 表彰の時期

表彰は、原則として、毎年度末に開催する合同会議等、多くの関係者が参集する機会を利用して実施する。

6. その他

「団体競技」とは、バスケットボール、バレーボール、ゴールボールなどのスポーツを指す。陸上競技、水泳、卓球、ボウリング、テニス等における「リレー」、「ダブルス」、「チーム」、「トリオ」等は、個人競技における「種目」とする。

付則

- 1 平成 28 年 11 月 25 日 表彰者数の変更 特別功労章 3 名を 5 名に変更